四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第12号

四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則(平成21年四日市市規 則第22号)の一部を次のように改正する。

 改正後
 改正前

 (趣旨)
 (趣旨)

第1条 この規則は、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成21年四日市市条例第3号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、四日市市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)及び条例第5条に規定する合議体(以下「合議体」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会<u>の</u>会議は、会長が招集 し、会長は、審査会の議長となる。 2から5まで (略) 第1条 この規則は、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成21年四日市市条例第3号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、四日市市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)及び条例第5条に規定する合議体(以下「合議体」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会会議は、会長が招集し、 会長は、審査会の議長となる。 2から5まで (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部総務課)